

**「みんなで考える自治基本条例 2022」
基調講演・ワークショップ
開催結果報告書**

【 令和 4 年 10 月 2 日(日)開催 】

石狩市企画経済部企画課

目 次

1 みんなで考える自治基本条例の目的	1
2 開催概要	3
3 基調講演の内容	4
4 ワークショップの結果	15
5 アンケート結果	43

1 みんなで考える自治基本条例の目的

石狩市では、市民が主役のまちづくりを目指すために、石狩市のあるべき姿やまちづくりの決まり事、市民、議会、市などの役割などを定めた「自治体運営のルール」である石狩市自治基本条例を平成 20 年 4 月に施行しました。

本条例を制定するに当たっては、市民を中心とした会議「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で、およそ 1 年をかけて議論を重ね条例の骨子を検討しました。この市民会議から平成 19 年 4 月に市へ提言書をいただき、その内容を最大限踏まえた上で、本条例は作られました。

【条例制定までの経過】

平成 18 年度	5 月	石狩市自治基本条例策定基本方針の策定
	6 月	みんなでつくる自治基本条例市民会議発足 ・メンバー 28 人 ・開催回数 全体会 12 回、臨時会議(グループ毎に 1 回)
	8 月	石狩市自治基本条例運営会議発足 ・メンバー 14 人 ・開催回数 8 回
平成 19 年度	4 月	石狩市自治基本条例に関する提言書を市民会議が市長へ提出
	11 月	自治基本条例の策定に関するパブリックコメント手続の実施 地域説明会(意見交換会)・7 地区で開催(11 月・12 月)
	3 月	石狩市議会平成 20 年第 1 回定例会で条例案が可決
平成 20 年度	4 月	石狩市自治基本条例施行

本条例は、まちづくりに関する最高規範として位置付けしたものであることから、頻繁に改正する類の条例ではないと考えますが、同時に時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例でなければなりません。

条例第 30 条において「市は、5 年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」とあります。このことから、条例施行から 5 年目を迎えた平成 24 年度に、本条例が社会情勢の変化等に適合したものか、有効性が保たれているかの検討を行いました。

条例施行から 15 年目を迎え、前回見直しの平成 29 年度から 5 年目となる本年度は、3 回目の見直し検討時期となっており、学識経験者や住民組織関係者、条例策定の提言書を作成いただいた市民会議の元メンバー、団体推薦者、公募市民

の9名からなる「石狩市自治基本条例懇話会」において、見直しの検討を行いました。

ワークショップにおいては「石狩市自治基本条例」の意味や、まちづくりにどのように活かされているのか、また、今後の市民参加のあり方などについて、市民とともに考え、市民が本条例に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、本条例の評価、見直しの必要性等に関する意見を収集することを目的に開催いたしました。

2 開催概要

＜開催日時＞ 令和4年10月2日（日）13：00～16：30

＜場所＞ 石狩市役所4階401・402会議室

＜参加者数＞ 20名（リモート参加者2名を含む）

＜プログラム＞

12：30	会場受付開始
13：00	開会
13：10	基調講演 ・「自治基本条例について－その意義と課題－」 【講師】佐藤 克廣 氏（北海学園大学法学部教授）
13：55	休憩
14：20	ワークショップ ・レーダーチャートを用いての自己分析（20分） ・理想とする石狩のまちの姿を考える（50分） ・協働によるまちづくりから条例を振り返る（20分） 【ファシリテーター】株式会社Glocal Design
15：55	発表
16：15	まとめ（講評）
16：25	閉会

【佐藤 克廣（さとう かつひろ）氏のプロフィール】

- ・北海学園大学法学部政治学科 教授
- ・平成14年度にスタートした全国初の市民参加手続に関する条例「市民の声を活かす条例」のベースとなる提言書の取りまとめ役や石狩市市民参加制度調査審議会会長を歴任。
- ・石狩市自治基本条例制定時には市民会議のアドバイザーとして協力いただき、現在は石狩市自治基本条例懇話会の会長として、本市が目指す市民参加や協働のまちづくりに深く尽力いただいている。

3 基調講演の内容

2022 年 10 月 2 日〔於：石狩市〕
北海学園大学法学部教授
佐藤克廣

自治基本条例について ―その意義と課題―

《レジュメ》

1. 自治基本条例の背景

- 1.1 地方分権改革による成果〔国と自治体とが対等な関係に〕
- 1.2 自治体行政への関心拡大〔自治体が国行政の単なる執行機関ではないという認識〕
- 1.3 自治を充実させる仕組みの拡大・充実〔情報公開・住民参加・政策評価・総合計画など〕

2. 自治基本条例の役割

- 2.1 住民（市民）の権利の明確化〔行政の「客体」（消費者）ではない〕
- 2.2 議会を含めた自治体政府としての役割の明確化
- 2.3 各種行政制度の高度化への期待
- 2.4 行政の独りよがり（独走）の防止
- 2.5 住民（市民）主体のまちづくりへの貢献
- 2.6 政策水準の向上

3. 自治基本条例と住民（市民）

- 3.1 〈おまかせ〉民主主義からの脱却
- 3.2 住民（市民）として可能な公共貢献手段の意識
- 3.3 多様性の許容拡大
- 3.4 住民（市民）のまちづくり意識の向上
- 3.5 住民（市民）議論の活発化

4. 石狩市の自治基本条例

- 4.1 石狩市の姿・歩むべき方向性をしめしたもの
- 4.2 市民参加条例・情報公開条例・行政評価条例など充実した各種条例を牽引する役割
- 4.3 市民主体の行政運営の基盤を明確にしたもの

5. 課題

- 5.1 自治基本条例を市民の血肉としていくか
- 5.2 自治基本条例と具体的政策との関係を明確化できるか
- 5.3 市民のまちづくりへの関心を引き続けられるか

《講演内容》

1. 自治基本条例の背景

まず、自治基本条例の背景について、簡単にご説明いたします。今日ご参加の皆さんはすでにご関心があるし、自治基本条例のなんたるかについて、ある程度ご存じだと思いますけれども、敢えて基本的なことをお話いたしたいと思います。



1.1 地方分権改革による成果〔国と自治体とが対等な関係に〕

と書いてあるところをご覧ください。自治基本条例が多くの自治体で作られてくる理由は、もちろんいろいろあるのですが、おそらく最も大きな理由は、2000 年の分権改革です。分権改革に至る経過をお話ししますと、本日与えられた時間を大幅に超過してしまいますので、それは省略いたします。

分権改革で何が変化したのか、何が改革されたのかと言いますと、その最も大きなものは、国と自治体との関係が対等な関係になったということです。これは都道府県と市町村との間についても同じです。「対等な関係？そんなことはない」と思われる方も多いでしょう。この「対等な関係」というのは、あくまで法律上のことです。1945 年の敗戦をきっかけに大日本帝国憲法が改正され、日本国憲法が制定されました。1947 年 5 月 3 日から施行されたのは皆さんご存じの通りです。実は、同じ日に「地方自治法」という法律も施行されました。日本国憲法には、それまでの大日本帝国憲法つまり明治憲法にまったく項目のなかった事柄が 3 つあります。一つは、言わずと知れた戦争放棄、第 9 条です。もう一つは、第 10 章の最高法規、第 97 条から第 99 条です。そして第 8 章の「地方自治」、第 92 条から第 95 条です。「地方自治」という言葉は明治時代からありました。しかし、憲法の中に明確に示されたのは、戦後になります。これは、天皇主権から国民主権に変わった、つまり民主主義体制になったことを象徴する意味をもつ重要な規定の一つだと言えます。

とはいうものの、現実には、GHQ による占領体制の終了（1952 年）に伴い、残念ながら地方自治の体制は、国が地方をコントロールする要素を強めていきます。これは、「逆コース」とも呼ばれます。その象徴が「機関委任事務」と呼ばれる仕組みの拡大でした。機関委任事務制度自体は戦前からありました。機関委任事務というのは、国の各省庁が自治体の長を自分たちの部下として使える制度です。これをなくしたいというのが、分権論者の悲願とも言えるものでした。この機関委任事務制度の廃止が 2000 年分権改革で実現します。そして、国と自治体が対等な関係であるということが、法律的に明確になるわけです。

これは、自治体側にとっても地域のさまざまな出来事に責任をもって対応しなければならなくなったことを意味します。「国からこのように言われているので」といった言い訳が通用し

にくくなるわけです。そのため自主・自律（自立）の仕組みが必要となるわけです。その根本

に「自治基本条例」を位置づけようとする動きが出てきたわけです。なぜかと言えば、自治体の政治や行政の活動を法的に位置づけるものが、それまでは地方自治法などの、国の法律にほぼ限定されていたためです。自治体が自治体として自分たちの活動の基本を明らかにして住民の生活や活動を保証するには、国で言えば「憲法」に当たるものが必要になるわけです。この憲法にあたるものが自治基本条例だというわけです。

1.2 自治体行政への関心拡大〔自治体が国行政の単なる執行機関ではないという認識〕

「自治基本条例」は、以上のような分権改革によって、住民らによる、レジュメの1.2にある自治体行政への関心拡大につながるわけです。多くの住民の皆さんにとっては、それまでは自治体行政というのは、単に国の定めた仕事をおこなっている機関に過ぎないと思われていたと言えます。住民の多くの方が利用される役所の仕事といえば、例えば戸籍についての証明をもらうといったことがあります。戸籍というのは、今では日本でしかない仕組みですが、これに搭載されていれば日本国民だということを表わすものです。「国民」の証明ですから、明らかに国の仕事のはず、というか国の仕事ですね。しかし、これを我々は国の出先機関である法務局にいつて証明してもらうのではなく、市町村の役所にいつて証明してもらうわけです。そのほか「国民」年金だとか、「国民」健康保険だとか、そのほかの福祉がらみのことなども国の法律に従って市町村の役所がおこなってきているわけです。都道府県であれば、国民であることを海外でも証明するパスポートの発給をおこなっているわけです。多くの住民にとって役所が身近になる瞬間、市町村の役所にアクセスする場合に、その多くは、本来国の仕事のはずのものなのです。ですから、ついつい市町村は、国の出先機関だろうと思っちゃうわけです。出先機関というのは、民間企業で言えば、本社に対する支社のようなものですね。

実際には、市町村の役所も都道府県の役所も、その地域の住民のための仕事を、住民の信任を得ておこなってきているのですが、それはあまり目立たない。市町村道の整備だとか、まちづくり計画だとかですね。2000 年分権改革で言われていたのは、都道府県の役所がおこなっている仕事のうち、機関委任事務という国の仕事が7、8 割だというのですね。これが市町村では約5 割であると。この機関委任事務というのはですね、知事や市町村長を国の省庁の部下にして仕事をさせる仕組みですから、議会は関与できないのです。都道府県議会や市町村議会で問題として取り上げることはできない、というわけです。自分のところの役所がおこなっている仕事の

7, 8 割とか5 割について議決どころか質問もできない、そういった仕組みだったのです。

これがなくなった、つまり自治体の役所のおこなっている仕事はすべて自治体の仕事だとなったわけです。そんなこと言っただけで、まだ戸籍の証明は市町村に行くし、パスポートの申請も道庁（一部市町村）に行くよ、と反論されるでしょうね。そうなんです、これが現在は機関委任事務ではなく、法定受託事務になっているわけです。機関委任事務制度をなくしたからといって、いきなりそれらの仕事を国の機関に引き取りますとはできないわけですね。仕事をおこなう場所（役所）を確保しなければならないし、地方公務員から国家公務員への身分替えも必要になってきます。こうしたコストを考えると、とりあえず自治体の職員に仕事はしてもらうということになるわけです。それまでの機関委任事務だったものの多くが、それまで自治体の仕事とされていたものと同じ自治事務となりました。ただ、先ほど例に挙げたような仕事は、国が責任を持たなければならないものであるため自治体が「受託する」仕事としたわけです。ただし、関与の仕方、仕事の仕方については、機関委任事務の場合とは異なり、法律でしっかりとどこまでの関与が許されるかを示さなければならないとなったわけです。つまり「法定」ですね。そして、国防など一部の法定受託事務をのぞき議会の議決事件、つまり議会審議が可能な事項となったわけです。

自治体の役所が単なる国の出先機関ではないとなれば、国の行政の単なる執行機関でもないということになります。自治体の役所がどのように活動すべきかは、その地域に住む人たちがきちんと決めていかなければならないことになるわけです。役所からすれば、従来は「これ実は国が決めていることでして、うちらではどうしようもないんですね。こうするしかない。苦情があれば霞ヶ関の方に出してください。」みたいな言い逃れができたものが、できなくなったということです。では、どんな基準で自治体の役所は活動したら良いのか、まさにその大枠を決めているのが「自治基本条例」というわけです。

1.3 自治を充実させる仕組みの拡大・充実〔情報公開・住民参加・政策評価・総合計画など〕

2000 年分権改革以前から、自治体は、自治を充実させる仕組みを拡大・拡充してきました。レジュメの 1.3 に記載のとおり、情報公開・住民参加・政策評価などで、一部の自治体は国の政策に先んじて、きちんとした制度を作ってきていました。ところが、これをまとめて具体的に連携させる仕組みはやや弱かったと言えます。全体の自治体制度を俯瞰するものがなかったからですね。「自治基本条例」は、2000 年分権改革を機に、自治体の住民自治を拡充する仕組みを俯瞰的にわかりやすく示す役割も果たすことが期待されたわけです。

2. 自治基本条例の役割

次に、レジュメの2. に移ってまいります。自治基本条例の役割と記載していますが、より

わかりやすく言えば、いったいどんなメリットがあるのか、どんな利点があるのか、というこ

とですね。我々は、4 つ挙げています。

一つは、住民にとっては、自治体の行政の仕組みや行政活動の原則が明確になり、住民参加が促進されるということです。

二つ目は、行政職員にとっては、仕事のルールが明確になるということです。これにより、職員が提案したり実施したりする政策の質が高まることが期待されます。役所がおこなっている活動はなんらかの政策、公共政策の実現に向けたものです。役所の「仕事」は、基本的に政策活動です。つまり、自治体の役所の仕事は、住民福祉の向上に向けた政策活動でなければならないのですが、その質を向上させることに役立つということです。

三つ目は、長（知事や市町村長）にとっては、自治基本条例という行政運営のルールを通じて行政をコントロールすることが可能となる、ということです。逆に言えば、ルールに基づかない行政のコントロールは許されなくなるということです。汚職などが問題となる場合がありますが、違法だと思ふ指示を受けた職員は、堂々と「市長、それは自治基本条例の何条に基づく指示でしょうか？」と聞けるようになるということでもあります。

四つ目は、議会にとっては、自治基本条例が行政活動のチェックリストになり、行政の監視機能を高めることができる、ということです。「その活動は、自治基本条例のどこのあたるのか」あるいは「その活動は自治基本条例の基本原則に則ったものなのか」と追及することができる、ということです。もちろん、個々の条例や法令を根拠にして問いただすことはできますが、自治基本条例は根本原則ですから、個別の条例等がカバーしえない問題や各条例等に共通する事項を追及することができるようになるわけです。

ちょっとレジュメに書かなかったことを述べましたが、以上のメリットのより具体的なことが、レジュメに記載されています。

2.1 住民（市民）の権利の明確化〔行政の「客体」（消費者）ではない〕

2.1 では、住民の権利の明確化と書いていますが、これは、先ほどの一つ目で述べたことを別の角度から示したものです。〔行政の「客体」（消費者）ではない〕というのは、住民・市民側も、ともすれば役所というのは、自分たちのために何かをしてくれるところだと考えがちです。そのこと自体は必ずしも間違っていないのですが、では、役所が何をするのかを決めるのは誰か、ということですね。民間のサービス機関、たとえば、お店や食堂などの場合、そこに商品を並べるのは、お店の経営者ですね。お客さんは、その品物や料理が価格に見合った良いものだと思えば買うし、悪いと思えば買わないということができます。買い物客が少なくなれ

ば、お店は赤字になり、やがて潰れてしまうでしょう。消費者の選択は、お店を繁盛させることから潰すことまで可能です。ところが、役所の場合は、潰すことはできません。なぜそうかを詳しくお話しすると時間がなくなりますので、省略します。でも、潰すことができない、という点で民間とは異なることをご理解ください。

かといって、じゃあ役所のいいなりにならなければならないのか、たとえば、決してそうではないわけです。お店を潰すのは、先ほどは消費者の選択と言いましたが、経営者も潰す選択をできるわけです。店が潰れそうになっても、頑として「私はこれしか売らない」と経営者は言い張れます。でも、役所の場合、実は、住民は役所のサービスを受けてはいますが、役所の株主でもあるのです。だって、税金を支払っているでしょう。主権者として18歳以上の日本国民たる住民は選挙権を持っていますね。いつきの経営は市長や議員らに任せているとしても、民間風に言えば、住民はれっきとした株主で、役所の経営にももの申さなければならないのです。選挙の時だけ声を上げればよいというのでもありません。それでは自治体自体がよくなりません。

普段からその声を上げる権利を自覚していなければならないわけです。そうしないと自分の住んでいる自治体が凋落してしまうかもしれません。

2.2 議会を含めた自治体政府としての役割の明確化

2.2 では、議会を含めた自治体政府と書きました。これは先ほどのメリットの四つ目に関連してきます。分権改革により、自治体議会の役割は極めて重要になってきました。さきほどもお話ししましたように、2000年以前には、議会が審議できない役所の仕事が半数以上あったわけです。今では、議会が審議できない役所の仕事がほぼなくなったわけです。ですから、議会の側も2000年以前のように「そう言われても我々は聞いていないんだよね」とは言えなくなったわけです。議会も役所の仕事にきちんと関与し、自治体政府の一つの重要な機関であることを自覚しなければならなくなったわけですね。ここは、この程度の解説にとどめます。

2.3 各種行政制度の高度化への期待

次の2.3では行政制度の高度化と書きました。これは、さきほど述べたメリットで言えば、一つ目と二つ目に関わることです。自治基本条例が先か、住民参加条例や情報公開条例が先かはともかく、住民の自治体政府への参加の権利を明確にする制度を高度化することによって、行政職員も緊張感をもって仕事の高度化が可能になるわけです。また、各制度間の見通しをよくすることが、自治基本条例には期待されています。

2.4 行政の独りよがり（独走）の防止

そうしたことによって、次の2.4 行政の独りよがり（独走）の防止につながっていくわけで

す。我々住民は、民間風に言えば「株主」として会社や会社経営陣の暴走、暴走とまではいかなくても不都合な経営を黙って見ているわけにはいかないわけです。そ

のための、つまり「ものを言う」ための道具として自治基本条例は重要な役割を果たすことになります。

2.5 住民（市民）主体のまちづくりへの貢献

そして、2.5 にありますように、単に「株主」として文句を言うだけでなく、自分たちが自治体運営の主体でもあるという自覚をもってまちづくりに貢献していくことも求められています。その根拠となるものの一つが自治基本条例と言えます。

2.6 政策水準の向上

2.6 の政策水準の向上については、すでに述べたことと重なりますので省略します。

3. 自治基本条例と住民（市民）

続いて、3. 自治基本条例と住民（市民）に移りましょう。自治基本条例は、これまで述べてきましたように、自治体政府側、議会、長、役所職員の活動を基礎づけるものですが、それだけではなく、住民にも一定の活動を求めているのが普通です。

3.1 〈おまかせ〉民主主義からの脱却

まず、おまかせ民主主義からの脱却です。この言葉は、聞いたことがある方も多いかと思います。民主主義というのは、本来は、主権者である住民・市民が主体的にまちづくりに関わることを想定しています。しかし、日本の場合どちらかと言えばついつい誰かがしてくれるだろうと考える人が多いように思います。普段の生活でもあまり自分の好み、意見を表にださないことが多いですね。そして、周りを気にします。たとえば、ファッションでも「今年の秋の流行は・・・」といったことに踊らされる、踊らされると言ったらちょっと語弊があるかもしれませんがね。なんとなく、それに合わせるわけです。私が〈おまかせ〉にできないのを強く感じたのは、アメリカに滞在中、日本でいうファミリーレストランのようなところに入ったときでした。日本風に言えば、適当に「本日の定食」みたいなものを頼んだのですね。そしたら「サラダかスープがつくけどどれにしますか？」というわけです。これは、まあ驚きません。で「じゃあサラダ」と言ったら、「ドレッシングは何にしますか？」と聞かれるわけです。何があるか尋ねると5種類くらいダーッと言われるんですね。そんなの聞き取れませんから、じゃあ3番目とか適当に答えるわけです。で、2回目に入ったときは、前回は、サラダといって失敗したから、今度はスープにしようと「スープ」と言ったら、やはりなんとかスープなんとかスープなんとかスープ・・・とあるけどどれにする？と聞かれるんですね。実はこれで終わりではないんです。ポテトは何にする？マッシュポテト？、フレンチフライ？、ベーコン？と聞いてきます。やれやれと思うと、今度は肉の焼き加減は？・・・とききます。私の心の声は、「だから今日のランチと言ってるんだから、なんでもいいから適当に持ってきてよ〜」です。そんなこと許されないんですね。何度か通ううちに

慣れるわけです。でも、そこで考えたのが、なるほど何事もある程度の枠の中とはいえ、個人個人が自分で選ばなければならない、それが民主主義の基本動作なのだなあということでした。日頃から「選ぶ」ことに慣れてくると、民主主義も成熟してくるのかなあと感じました。

〈おまかせ〉も時には悪くないですが、そればかりではだめですね。自治基本条例にあるさまざまな項目をご覧になり、さらに特に石狩市には、立派な市民参加条例がありますから、そういった“道具”を駆使して、市民の皆さんもまちづくりに貢献していただきたいと思います。そうした公共貢献の要にあるのが自治基本条例です。

3.2 住民（市民）として可能な公共貢献手段の意識

一気に 3.2 まで言ってしまいましたね。

3.3 多様性の許容拡大

3.3 は、多様性です。今では、敢えて述べるまでもなく、自治体も住民も標準装備のような感じになっていますね。有名な SDGs でも 10 番目のターゲットに、

「2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。」とか、「差別的な法律、政策やならわしをなくし、適切な法律や政策、行動をすすめることなどによって、人びとが平等な機会（チャンス）をもてるようにし、人びとが得る結果（たとえば所得など）についての格差を減らす。」といったことが掲げられています。このような視点から、まちづくりを考え、自治基本条例を活用していくことが大切です。

3.4 住民（市民）のまちづくり意識の向上

それと関連して、すでに述べましたように、住民・市民のまちづくり意識の向上が求められます。レジュメの 3.4 です。自治基本条例は、住民の意識向上にも貢献しなければなりません。

3.5 住民（市民）議論の活発化

そして、3.5 の住民・市民議論の活発化です。多様性もそうですが、似ているように見えても、人々はみなそれぞれさまざまな感性や好みを持っています。さきほどファミリーレストランの例で述べましたように、日本ではどちらかと言えば、みな一緒であるはずだという意識が強いようです。しかし違いはあるわけです。こうした違いは、さまざまな議論を重ねる、議論というと難しく感じるかもしれませんが、意見を交わすことですね。それによって、意識されたり、さらには意外な発見が出てきたりするかもしれません。日本では、敵味方の区別が好まれるようです。最近は特にそれが顕著になってきているようです。まちづくりも含めて現実のさまざまな問題は、A が絶対とか、B が絶対ということはないのです。住民の皆さんがそれぞれアイデア、考え方を出し合って、妥協しながらよりよいものに作り上げることが大切なのです。理性的な議論を積み重ねることで、よりよい方策を生み出すようにしなければなりません。「あいつは嫌いだから、あいつの言っていることに

はとにかく反対しよう」などと言っていると結局は損をすることになります。最近では小学生もなかなかそうした疑問を持たないようになってきていると感じますが、子どものように「なんで?」「なぜ?」といった疑問を持ち、それをなんとか合理的に考えることが重要だと言えます。とにかく「大人の事情」が入ってくるのが日本の社会ですが、時には「大人の事情」なしに冷静な議論が必要だと言えます。

4. 石狩市の自治基本条例

さて、いよいよ、石狩市の自治基本条例について、簡単に触れてみましょう。これからのワークショップで、ご参加の皆さんがそれぞれアイデアを出されるので、ここは、私があまり多くを語ってはいけないところです。

4.1 石狩市の姿・歩むべき方向性をしめしたもの

条例をご覧いただければわかるように、この条例は、前文に示されたように、石狩市の姿・歩むべき方向を示したものであるとも言えます。もちろん、条例の文章自体は抽象的なものです。しかし、さまざまな市の政策づくりをおこなう際には、この前文に記載された事柄を常に念頭に置かなければなりません。

4.2 市民参加条例・情報公開条例・行政評価条例など充実した各種条例を牽引する役割

次に4.2をご覧ください。石狩市は、全国からも注目される行政活動への市民参加条例（市民の声を活かす条例）を、自治基本条例に先駆けて制定しています。これは、この講演の最初で触れた2000年分権改革の流れにまさに沿った先進的なものでした。それまでも住民参加条例を制定している市町村はありました。しかし、その多くは、抽象的な内容のものでした。石狩市の条例は、基本的な理念だけでなく、具体的な参加手続きを詳細に定めたもので、これを市民の皆さんが活用すると、まさに住民主体のまちづくりができるものとなっています。

そのほかにも、情報公開条例や行政評価条例といった市民のまちづくり参加に貢献する条例が定められています。こうした条例を牽引し、束ねる役割が自治基本条例にはあります。すべてを“基本”条例に定めることはできません。自治基本条例をもとにして、各種の住民主体のまちづくりを牽引するための条例を十分にご活用いただきたいと思います。

4.3 市民主体の行政運営の基盤を明確にしたもの

自治基本条例をはじめとするこれらの条例は、従って、まとめますと、4.3にありますように、市民主体のまちづくり、そして市民主体の行政運営の基盤を明確にしたものと言えます。このあとのワークショップで、さらに活発にいろいろなアイデアを出していただければ幸いです。

5. 課題

以上、自治基本条例の意義を述べてきました。とはいえ、まったく課題がないか、と言えばそうでもありません。

5.1 自治基本条例を市民の^{けつにく}血肉としていくか

一つには、なにしろ条例ですので、条文の文章が硬いということがあります。でもこれは仕方がないのです。条例も規範ですので、曖昧さをできる限り少なくしておかなければなりません。例えば、日本ですと「青」という色は、雲のない空の色にも使われますし、実は緑色の野菜や葉っぱについても「青々とした」という具合に使われます。実際はかなり違う色ですね。文学作品では、こうした言葉を敢えて曖昧なままに使い、奥行きのある文章にすることもあつてしょう。でも、法律や条例の場合は、誰が読んでも、できるだけ同じ事柄を指しているようにする必要があります。そうするとどうしても硬い言葉、日頃あまり使われない言葉を使う必要が出てくるのです。日頃使われない言葉というのは、割と意味が固定しています。言葉もたくさん使われるようになると「手垢」がついてきて意味が膨らんだり、時には正反対の意味になってしまったりすることがあります。従つて、ある程度意味を確定して使いたい時には、日頃使われない、日常生活ではあまり出てこない言葉が使われてしまうわけですね。“業界用語”のようなものです。なるべくなら業界用語的な言葉は条例には少ない方がよいのですが、今述べました事情で、ある程度は必要だということをご理解いただきたいと思います。

条文だけではイメージがわからない、という場合に備えて、『条例解説』も作られています。こういった解説をお読みいただき、自治基本条例を市民のみなさんの血肉としていつていただきたいと思います。

5.2 自治基本条例と具体的政策との関係を明確化できるか

次に、これは石狩市自治基本条例に限ったことではありませんが、自治基本条例は、すでに述べてきたように、自治体運営の“基本”を定めたものです。それを具体的なまちづくりのための政策に結びつけて行くには、少々想像力、イマジネーションが必要です。具体の政策は、国の法令であるとか、他の条例などにも根拠を持っています。それらを有機的に結びつけて自治基本条例の精神と合致させていかなければならないのですが、これがなかなか難しいのです。常日頃からまちづくりを考える頭の片隅に自治基本条例をおいておかなければなりません。自治基本条例と言ってもその抽象度が高すぎれば、いかようにも解釈でき、具体的政策につなげていく力は弱くなってしまうといえるでしょう。幸い、石狩市自治基本条例は、適度な具体性をもっています。したがって、市民の皆さんや議会が行政の活動をチェックする際の基準になり得ますし、市長が行政活動をコントロールする際の基準にもなります。

5.3 市民のまちづくりへの関心を引き続けられるか

課題の最後は、自治基本条例を使って、いかに市民のまちづくりへの関心を維持できるかです。条例が市民から忘れ去られてしまつては、宝の持ち腐れになってしまいます。市民のみなさん各自が、自分事として自治基本条例の精神を振り返り、まちづくりに参加していくことが、石狩市のさらなる発展につながるものであることを忘れないでいただきたいと思います。

以上、早足ではありましたが、自治基本条例の考え方やその活用の仕方について述べさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

4 ワークショップ結果

(1) ワークショップの実施概要

基調講演の内容を踏まえ、全体テーマ「みんなで考える自治基本条例 2022」のもと、石狩市の自治基本条例が参加者にとって「自分ごと」となるように情報提供を行った後、3つのステップを設定しワークショップを実施しました。

【情報提供 前半】

情報提供をもとに、再度、「自治基本条例とは」、「条例ができた背景」「条例の見直しと本ワークショップの位置づけ」を確認しました。

石狩市自治基本条例

「自治基本条例」とは？

石狩市では、市民が主役のまちづくりを目指すために、石狩市のあるべき姿やまちづくりの決まり事、市民、議会、市などの役割などを定めた「自治体運営のルール」である石狩市自治基本条例を平成20年4月1日に施行しました。

自分たちのまちをより良くするための基本になる基本

“まちの憲法”

条例ができた背景

時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例であるために、条例に基づき5年を超えない期間ごとに見直しと検討を行っています。

石狩市を取り巻く環境の変化

① 地方分権の進展 …… 自治体の責任で決める時代

② 地域課題の複雑化・多様化 …… 市・市民・企業・団体が協働で取組む

③ 3市村合併 …… 共通の目標やまちづくりのルール化

2012年（平成24年度）
社会情勢の変化等に適合したものか、有効性が保たれているか検討

2017年（平成29年度） 条例施行から10年目
・ 社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて再度検討
・ 「石狩市自治基本条例懇話会」において見直し等について検討

2022年（令和4年度）の検討

6

みんなで考える自治基本条例2022ワークショップの目的

みんなで考える自治基本条例2022ワークショップでは、石狩市自治基本条例についてみんなで学び、本条例やまちづくりについて考えたご意見を石狩市自治基本条例懇話会での参考にさせていただくことを目的と行います。

石狩市自治基本条例懇話会

↑

ワークショップ開催

↑

市民の意見を収集・反映

市へ検証結果を報告

【情報提供 後半】

石狩市自治基本条例の目的は、「市民自治によるまちづくりの実現」＝『みんなで進めるまちづくり』である。よって、参加者にとって条例が身近なものであると感じられるように、実際に石狩市で行っていることについて紹介を行いました。

石狩市自治基本条例

条例に書かれていること
石狩市自治基本条例の目的は、「市民自治によるまちづくりの実現」＝『みんなで進めるまちづくり』

前文
第1章 総則
第2章 市民
第3章 議会及び議員
第4章 執行機関及び職員
第5章 行政運営の原則
第6章 協働によるまちづくりの推進
第7章 他の自治体等との連携協力
第8章 条例の見直し

知る まちづくりに関する情報を入手します。

第2章 市民(市民の権利第5条) 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。

① 広報いしかりやパンフレットなど
・ 毎月発行される広報いしかりや各地域のお知らせ、パンフレットなど

② 石狩市ホームページやSNS (Facebook、LINEなど)
・ 市の現状や課題、制度・事業・計画についてホームページやSNSなどで公開しています。

③ タウンミーティングや講座
・ 市の職員が出向き、市の仕事やまちづくりに関してわかりやすく説明します。

市民カレッジ まちの先生企画講座2「石狩の海で拾える宝石～メノウを知ろう」
まちづくり出前講座 ニュースポーツ体験「カローリング」

めざすまちをつくるには

まちづくりの基本原則

協働 市民が主役となり、市民と市、市民同士の協働で進めます

情報共有 まちづくり活動の背景や目的を共有し、透明性を高め共感を広げます

持続可能性の確保 未来の市民への責任を自覚し、将来も持続できるまちづくりを進めます

まちづくりは地域みんなで！

「協働の関係」
同じ目的（理想とする石狩のまちをつくる）のために対等の立場（市民＝議会・議員＝行政）で協力して共に働くこと

意見をする 様々な場面を活用してあなたの意見を届けます。

第2章 市民(市民の権利第5条) 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

① アンケート
・ 市政に関してアンケートに答えてもらいます。

② パブリックコメント
・ 計画や条例の最終案を作る前に、事前に公表し、市民の皆さんに意見を聴くことをいいます。

③ 全市民的なテーマのワークショップ
・ ワークショップで行政や施策などに理解を深めてもらいながら、意見などを出してもらいます。

④ 審議会・委員会への参加(公募委員)
・ 審議会は、市からの意見を求められた事項を調査・審査し、それに対する意見を述べる機関です。

みんなで考える条例ワークショップ
自治懇話会

地域みんなで市民自治を進めるための大切な3つの要素

知る 第2章 市民(市民の権利第5条) 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。石狩市自治基本条例より抜粋
現在のまちの状況や課題を知らないと、まちづくりについて考え、話し合い、活動することもできません。情報を共有することが、市民自治によるまちづくりを進めるための第一歩です。

意見をする 第2章 市民(市民の権利第5条) 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。
あなたの意見を市政に届けることも市民自治の一つです。

活動をする 第2章 市民(市民の責務第6条) 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。
町内会をはじめ地域にある多くの団体がまちづくり活動をしています。それらに参加し、活動することで市民自治につながります。

活動をする 地域の町内会活動など身近なまちづくり活動への参加やNPO活動などで参加する方法もあります。

第2章 市民(市民の責務第6条) 市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。

① 町内会活動
② 身近なまちづくりへの参加 (地域レベルのワークショップ)
③ NPO活動
④ PTA活動
⑤ ボランティア活動

石狩市市民活動情報センター ほほらーと
市民カレッジ 選いの場
特定非営利活動法人 こども・コムステーション いしかり

【ワークショップ 前半】

石狩市自治基本条例の内容を自分ごととして検討するため、「レーダーチャートを用いての自己分析（20分）」、「理想とする石狩のまちの姿を考える（50分）」、「協働によるまちづくりから条例を振り返る（20分）」という3つのステップを設けワークショップを開催しました。

■ステップ1

みんなで考える自治基本条例2022ワークショップの進め方について

◆ワークショップテーマ

理想とする石狩のまちの姿を考える

◆設定背景

市民自治の推進は、市のまちづくりにおいて大切な視点…
しかし、まちをよくするためには、市役所や議会はもちろんで
すが、市民や団体、企業などそれぞれの役割をみんなで確
認し合って取り組んでいくことが必要！

⇒ワークショップを通じ、今後のヒントやアイデアなどを、皆さ
まから頂戴したいと考えています。

14

あなたの「協働ポイント」をチェック！

知る

意見を
する

活動をする

15

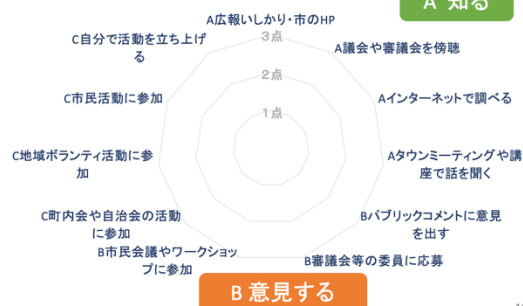
はじめに

①普段の生活の中で、行っている項目をチェック！

②グループ内で、どんな傾向が見える話し合ってください。

- ・ みんなの意識が高いところは？
- ・ 努力が必要なところは？

C
活動
する



16

■ステップ2

1 理想とする石狩のまちの姿を考える

まちづくりは地域みんなで考えていくことが大切です

①理想とするまちの姿をイメージしてみましょう。
 ②どのような人がどのような方法で取り組むシーンをイメージされますか。
 ③そのために必要な手立てはどんなことでしょうか？

17

グループ		みんなで考える自治基本条例2022			
	市民 (住民・学生・子ども・事業者・団体)	議会・議員	市役所	理想のまち	
知る					
意見する					
活動する					

■ステップ3

2 協働によるまちづくりから条例を振り返る

・石狩市自治基本条例の目的は、『市民自治によるまちづくりの実現』＝『みんなで進めるまちづくり』
 ・この目的を達成するために、再び条例を見直してみましょう

前文
 第1章 総則
 第2章 市民
 第3章 議会及び議員
 第4章 執行機関及び職員
 第5章 行政運営の原則
 第6章 協働によるまちづくりの推進
 第7章 他の自治体等との連携協力
 第8章 条例の見直し

19

・皆様のご意見をこちらに記載してください。
 ・そのご意見をもとに、グループで情報共有を行います。

	感 想	意 見
石狩市自治基本条例について		

20

(2) ワークショップの結果

参加者は、現地参加者のみの2グループとリモート参加を含めた2グループ、計4グループを構成しました。基調講演の内容を踏まえて、「理想とする石狩のまちの姿を考える」というテーマのもと、参加者自身が普段どれだけ協働に関する活動を行えているかをチェックするレーダーチャート（「知る」、「意見する」、「活動する」の3つに分類した項目への取組度合いによって1～3点をつけてもらう形式）を実施し、その結果を共有しながら、協働のまちづくりを進めるために「市民」、「議会・議員」、「市役所」それぞれができることやアイデアについて意見交換を行いました。



参加者にとってまちづくりが少し身近なものとなったところで石狩市自治基本条例の内容の見直しや意見、感想の共有を各グループで行いました。

意見交換の後には、グループごとに発表を行い、コーディネーターによるまとめを行い全体で共有しました。

1) 全体まとめ「理想とする石狩のまちの姿を考える」より

協働によるまちづくりが進められることによって、石狩がどんなまちになることが理想であるかを検討しました。現在の石狩市ですでに取り組んでいることや課題を洗い出し、協働のまちづくりを進める上で期待することを検討しました。以下、具体的な参加者のご意見です。

■現在の石狩市で「課題とされる」こと

- ・石狩市民の多くは、65歳までは札幌市民という思考である。
- ・石狩市民の中には、石狩市のことをよく知らない人もいる。
- ・石狩市のことあまり知られていない。
- ・自分が関心を持っていることに関する情報は、見たり聞いたりなどを行う一方で、関心のないことについてはなかなか調べない。
- ・市のホームページはある程度、まちの情報共有を行う手段として有効である。
- ・関連する情報を手に入れるための場所や手段がわからない。
- ・石狩市のホームページなどを見ても、大きなバナー広告を用いてまちの活動が発信されているなどが無い、どこをクリックすればよいのかがわかりづらいなど、求めている情報にたどり着くことが難しい。
- ・市役所で作成しているホームページは、情報が多い代わりに階層が多く、知りたい情報までたどり着くことが難しいのが現状である。

- ・ホームページの改修を行う。現在のホームページは、求めている情報にたどり着くまでにいくつもページを移動しなければならない、アクセスすべき場所がわからないなどの問題を感じている。
- ・車で移動しなければいけない位置に会場があったり、働いている人が参加しづらい平日に市主催のイベントがあったりなどして、参加がしづらいと感じる市民もいる。特に高齢者にとって車移動は難しいが、石狩市の交通網では車以外で移動するのも難しいのが現状である。
- ・ボランティア活動に参加することは、仕事をしている身としては時間などに制約があり、難しい。
- ・そもそも石狩市にはどんな課題があって、どんな活動が行われているのかなど関心がなく、何の活動に参加するべきかがわからない。
- ・「知る」、「意見する」といった活動は行っているものの、それによって発信された自分たちの意見がどう市政に反映されたのかなどがわかりづらい。
- ・市が、市民からの意見に対して検討した結果どうなったのか、質問に対する答えはどうなったのかなど、レスポンスがわかりづらいことによって、自分たちも「意見や活動をしてもあまり意味がないのではないか」と思ってしまう。それによって、「知る」、「意見する」、「活動する」ことが減ってしまう人もいるのではないか。
- ・活動の場は充実しているが、実際に活動する施設の老朽化に課題が見られる。
- ・市民の活動を保証するために必要な施設の見直しと改築が必要である。
- ・病院など、市民の生活に必要な施設を増やすことも必要なのではないか。
- ・「意見する」場が意外と多くあるが、審議会などは市民に知られていない。
- ・地域コミュニティ組織が形骸化しており、若者を中心に多世代が関与するコミュニティづくりを行って欲しい。

以上の課題を受け、石狩市において協働のまちづくりを推進した結果、市民は将来的に石狩がどのようなまちになっていることを期待するか、「理想とする石狩のまちの姿」について検討しました。

■理想とする石狩のまちの姿

- ① 「特に『市民が』もっと知ろうと思う」まち
- ② 「若い世代、転入者の方が参加しやすい『場』がたくさんある」まち
- ③ 「できる範囲で活動できる」まち
- ④ 「石狩市民も他の地域の方も石狩に愛着をもてる」まち
- ⑤ 「住みたい」まち
- ⑥ 「帰ってきたい」まち

- ⑦ 「答えと結果がわかる」 まち
- ⑧ 「移動がしやすく、活動に参加したいときに簡単にできる」 まち
- ⑨ 「風通しがよい」 まち
- ⑩ 「これからの未来を担う若者が背負う苦労を少なくする」 まち
- ⑪ 「プッシュ型広報ができる」 まち
- ⑫ 「誰に言うかわかる」 まち
- ⑬ 「連携して活動できる」 まち

理想とする石狩の姿としては、市民自らがもっと石狩のことを知り愛着を持つこと。また、そのためには情報が共有でき、色々な活動の場があることが必要だと考えていることがわかります。

また、この理想の姿に近づけるために必要なこととして以下のご意見が出されました。

①特に『市民が』もっと知ろうと思う」 まち

- ・市民もまちのことについて「もっと知ろう」と思う
- ・まちに関する情報の発信と受信のバランスを取る
- ・市民にとって関心の高いテーマ（子育てや自然環境など）について伝えることで、まちのことについて関心を持ってもらう
- ・子どもを育てやすい環境にしていだけでなく、それに関する情報を細かに市が発信し、市民も情報を受け取ろうと思うようにする。

②「若い世代、転入者の方が参加しやすい『場』がたくさんある」 まち

- ・気軽に市民から市などに対して意見を言える場をつくる
- ・市外からの転入者も気軽に参加できるミーティングなどの場がある

③「できる範囲で活動できる」 まち

- ・価値観の変化に対応し、特に、若い世代の方たちがまちに関する活動を行いやすい環境がある。

④石狩市民も他の地域の方も石狩に愛着をもてるまち

- ・住んでいる人も訪れる人も、石狩というまちを知って好きになる
- ・石狩市の学校では農産物が給食で出しており、市民は子どもの頃から地元の美味しい食べ物を知り、地元への愛着を育むことを継続する。

⑤「住みたい」 まち

- ・大人も子どもも、安心して暮らすことができる
- ・魅力あるイベントを開催し市民も市外から来た人も参加できる

⑥「帰ってきたい」 まち

- ・石狩で育った人が、まちを離れてもまた帰って来たいと思えるまちにする
- ・石狩市の魅力をまずは市民が知り、市外にも発信する

⑦「答えと結果がわかる」 まち

- ・市民の意見や活動がどのように市に届いたのか、検討の過程や結果などをもっとわかりやすい形で発信する。
- ・レスポンスをわかりやすくし、市民にとっても「じゃあまた意見や活動してみよう」というやる気と興味関心の継続にもつなげる。
- ・市民が「知る」、「意見する」、「活動する」ことをしたくなるような仕組みづくりが大切。そのひとつの指針として、「答えと結果がわかるまち」になることが重要

⑧「移動がしやすく、活動に参加したいときに簡単にできる」まち

- ・公共交通機関による交通の便が良くなり、働く人などに配慮した時間帯にまちに関わる活動やイベントが行われていることで、誰もが移動しやすく、参加したいと思える活動に気軽に参加しやすいまちになるとよい。

⑨「風通しがよい」まち

- ・今後、まちの開発が進むことによって、ソーラーパネルの設置などが増え、自然が少なくなってしまうことが予想される。このような時に、「開発も大切であり、自然も大切である」という意見が市にも届き、市民と市が双方向にやり取りをしながら発展していく。
- ・市が活動の意義や意図をわかりやすく市民に発信することで、市民も関心を持ち、意見が言いやすくなり、これを市が受け取りその結果をまた発信する、という流れを大切にすることで協働しあえるまちにする。

⑩「これからの未来を担う若者が背負う苦労を少なくする」まち

- ・若者に対する支援や制度を充実させ、若者がUターン、Iターンしやすく、暮らしやすいまちにする。

⑪「プッシュ型広報ができる」まち

- ・広報を見なくても、まちに関する情報を得られる
- ・市民が議会に興味をもてる
- ・福祉や子育ての充実をもっとPRするなど、プッシュ型の広報ができるようにする。

⑫「誰に言うかわかる」まち

- ・誰に対してまちに関する意見を言えばよいのかがわかる
- ・認知症の方をサポートできる

⑬「連携して活動できる」まち

- ・市民が活動を立ち上げることができる
- ・役所や企業の連携が取れており、町内会活動を株式会社化できるようにする。
- ・誰かが何かをする時に、立場関係なくみんなで応援できる
- ・保護者が子どものための活動に積極的に参加できる
- ・それぞれの立場でできることを分担しながら、ともに進めていくことで、より石狩市の魅力を発掘し、みんなで共有できるものになる。

- ・市民がまちのことに関心を抱いた際に行くべき場所をわかりやすくすることで、より協働のまちづくりを進めることができる。

理想のまちをつくるために必要なことを具体的に考えていくと、まちづくりは地域みんなで取り組むことが必要であるという「協働のまちづくり」の必要性を再認識することができていました。

そこで、地域に目を向ける《知る》、市に意見を届ける《意見する》、実際に活動してみる《活動する》という実際の協働の場をイメージしてもらい、「市民」、「議会・議員」、「市役所」というそれぞれの視点において、理想のまちづくりを進めるための具体的なアイデアについて話し合いました。今後実行できそうな協働の一步としては、以下のご意見が検討されました。

■理想のまちを目指すために「市民」としてできること・必要とされるアイデア

○地域に目を向ける《知る》について

- ・子どもたちにまちに関する活動に参加してもらい、まちを好きになったり、誇りに思ってもらったりすることが大切。
- ・石狩市をよく知っているボランティアの方などにまちをガイドしてもらうことで、まちへの関心を持ってもらう。
- ・子どもたちに参加してもらう町に関する活動や、ボランティアの方とのまち歩きで町に関心を持ってもらう活動は石狩市と共同で取り組む必要がある。
- ・学校でも、子どもたちにもっと自然や文化について石狩市の良さを伝える。
- ・自分たちが暮らすまちである石狩市の歴史を知る。これにより、まちに関心を持ち、今後のまちがどうあるべきかについて考えることができるようにする。
- ・市の広報誌やホームページ、地域で発行されているチラシなどを必ずチェックし、まちの出来事に常に関心をもつことで、市や地域の活動に参加したり、意見したりするきっかけにする。
- ・札幌市などほかの地域を知ることで、石狩市とどう違うのかを知り、石狩市にどう生かせるか、何が足りないのかなどを考える。
- ・市がやっていることに常に関心をもつ
- ・自分から市政に関する活動に参加しなければわからないことも多いため、もっと関心をもつ
- ・活動には、いつも同じ人が参加するのではなく、新しく参加する人が増えるといい。また、市民自身も積極的に参加するべき。
- ・自分の地域にいる議員について知ること、よりまちのことに関心をもつ。
- ・開かれている、または開かれる予定のある議会のテーマを知りに行く。
- ・まちへの関心をもってもらう活動は石狩市と協働で取り組む

- ・まちに関する情報は溢れているが、自分にとって必要な情報にたどり着くことができていない。市民はもっと情報を自分から見つけられるようにする。
- ・地域で活動する方や地域で暮らす方から、わかりやすいお話や言葉を聞くことで、市民もまちに対する興味関心をもちやすくなる
- ・市民も企業も、それぞれの良さをPRしていく。
- ・現在の市役所は、外国人向けの情報を充実させているので、自分から日本の文化をもっと知る
- ・外国の文化も、外国からの移住者などから直接話を聞く機会があるとよい

○市に意見を届ける《意見する》について

- ・意見を言える場にリモートで参加する
- ・石狩市ならではのイベントや若い世代向けのおしゃれな場（カフェなど）でのイベントなどがあれば、積極的に現地参加する。
- ・地域内の住民だけでなく、さまざまな地域に暮らす方同士で声をかける。
- ・石狩市の取組にもっと関心を持つ
- ・議員が市民の意見を聞き、市民も意見を話す。

○実際に活動してみる《活動する》について

- ・自分の仕事が終わった後にも、身近なコミュニティ活動から参加する積極性をもつ。
- ・石狩市内の学生に、インターンの機会としてコミュニティ活動を提供する。既に行われている活動へ参加を促すだけでなく、自分自身でも活動を行い、インターンの場として提供することで、学生にもっとまちを身近に感じてもらう。
- ・地域の中で、友達や知り合いなどの輪を広げられるような集いの場をつくる。
- ・地域の中で楽しめる活動を見つけ、積極的に参加する。
- ・自分の地域に住む人のことをもっと知るために、活動に参加する。
- ・身近な町内会の活動に積極的に参加する
- ・市で開催される講座等に関心をもち、積極的に参加する。
- ・市民ボランティアとしてさらに活動する
- ・市民が企画している活動の立ち上げを応援する
- ・子どもを連れていけるなど、子育て世代も参加しやすい町内会づくりを進める。
- ・株式会社町内会など、町内会を法人化することで、活動を行いやすくする。
- ・保護者として地域やまちの活動に参加する
- ・フードバンクに提供する
- ・第26条の（地域コミュニティ組織）において、住民が主体となったまちづくりが推進されるようにコミュニティ活動の形成を積極的に行うことが必要である。
- ・第26条に関する取組をより注力をすべきである

■理想のまちを目指すために「議会・議員」としてできること・必要とされるアイデア

○地域に目を向ける《知る》について

- ・市民が「知る」ことによって生まれた意見を、石狩市に伝える仲介役となる。
- ・小・中学生にもわかりやすい市政に関する説明を行う。子どもたちが幼い頃からまちのことを理解することで、日常的に関心を持ち、まちについて考える基盤ができる。
- ・小・中学生にもわかりやすいということは、大人にとってもわかりやすいということである。これまでまちのことに関心がなかった市民にとっても、関心をもつために必要
- ・市民それぞれ、まちに対する理解度や政治に関する知識などに差がある。市民それぞれのレベルに合わせた説明や活動を行い市民にとってまちを身近かな存在にする
- ・なぜ議員になったのか、どんな議員なのかなど、市民にとって議員が身近な存在となるような交流が増えるとよい。交流が盛んになることで、市民に「この議員が参加している活動なら参加したい」、「意見を言いたい」などの思いが生まれる。
- ・地域や市民の行っている活動を知りに行くことで、市民の意識や思いを知る。
- ・議会や議員には、地域や市民のことをもっと知ってもらうことから始める。
- ・議会や議員からの発信が足りていない
- ・議会や議員から情報を発信する
- ・市民の行っている活動を知りに行くことで、市民の意識や思いを知る。

○市に意見を届ける《意見する》

- ・市民が議会への関心をもち、意見を言いやすい場になるように、リモートでの開催や参加をできるようにする。
- ・リモートで議会を見る、見返せることができるようになれば、市民も意見を言いやすくなる。
- ・マジョリティな意見だけに耳を傾けるのではなく、マイノリティの意見をいかに広く実現するかを検討する。
- ・「知る」と同じように、小・中学生にもわかりやすい市政に関する説明を行う。例えば授業の一環としてまちのことを知る時間を設け、そこに議員が講師として参加することで、子どもたちが幼い頃からまちに関心をもつようにする
- ・議員は積極的に町内会など、地域の中に入り住民と話をする。
- ・町内会など、地域の中に入っていって話をする。議員がもっと市民にとって身近で話しやすい存在になる

○実際に活動してみる《活動する》

- ・石狩市が抱えている課題を市民にもわかりやすい形で発信し、市民が石狩市の課題解決のために何ができるか考えることができるようにする。
- ・市民がやっているボランティアを見学し、活動や情報を発信する。

■理想のまちを目指すために「市役所」としてできること・必要とされるアイデア

○地域に目を向ける《知る》

- ・石狩市の自然や歴史を「知る」ためのツアーを企画・実施することで、市民に関心をもってもらう。
- ・子どもたちが遊べる施設や場を用意し、その中でまちについて知ることができるようにする。
- ・人と人とのつながりを広め、情報をもとに協働体制をつくる。
- ・市のホームページを、市民が知りたい情報の集積場になるように再検討する。
- ・市のホームページは企業や市民から情報をもらうだけでなく作成の協力ももらう。
- ・ホームページの改修を行い、より市民が情報を手に入れやすく、また、市も市民に対して伝えたいことをわかりやすく表示するシステムに変更する。
- ・市役所で作成しているホームページは、情報が多く階層が多いので、市民の知りたい情報にたどり着くことができるようにする。
- ・現在、SNS や HP などを活用し、石狩市として情報発信を行っている。これに、より面白さを加える。
- ・面白い記事なら読んでもらえる。ユーモアを持たせる。
- ・情報発信を強化する。市民が例えば「地域の活動に興味があるが、どこで行われているかがわからない」などの疑問を抱いた際にすぐ解決できるように、「○○に関連する活動はここで行う」などの発信を掲示板といった媒体で発信し、関連する情報を手に入れられる場所をもっと発信する
- ・地元の方のあたり前には魅力が詰まっている。もっと発信することを検討する。
- ・「市民が主役である」ことを広める。
- ・より多くの市民の方に知っていただける取組をする
- ・石狩市のまちづくりは、市民が主役であるので、まちづくりは市民が主役になることをもっと打ち出すことが大切である。
- ・現在のオープンな情報発信を利用し、議会の扱うテーマをわかりやすく市民に発信することで、市民に関心をもってもらう。
- ・まちづくりのための仕事を楽しくしている様子を発信し、市民に市の活動を身近に感じてもらうとともに、関心をもってもらう。
- ・市内の活動をもっと開示する

- ・北コミや南コミホールでこんな楽しいボランティア活動ですよとオープンにして内容を公開する

○市に意見を届ける《意見する》

- ・リモートで市民などが参加しやすい環境や制度を構築し、市民が気軽に意見を言いやすく、市も意見を集めやすくする
- ・市民が行きやすい、住居に近い会館などで出前講座を行うことで、市民と意見交換しやすい環境にする。
- ・子育て世代に向けたタウンミーティングや、子どもを対象とした意見交換の場などをつくり、幅広い世代から意見を集めやすい環境にする。
- ・お茶の間懇談会を開き、市民に参加してもらう。

○実際に活動してみる《活動する》

- ・市が主体となったイベントなどを開催し、参加した市民同士や市外の方などとの交流につながる大きな機会をつくる。
- ・市民がもっと知る機会をつくる
- ・子どもが参加できる市民施設のDIY教室やデザイン教室を行う。
- ・子どもが“まちづくり”に係わる環境や仕組みをつくる
- ・小学校や中学校でも、いわゆるこれからの石狩を支えてくれる方々に知ってもらう為の施策をしてもらえたらよい。
- ・働いている人などに配慮した時間帯にイベントを開催し、交通の便をもっとよくすることで、市民の参加を促す。
- ・イベントがあるときは車での送迎や、バスで参加できるようなツアーがあるとよい。
- ・石狩市で活躍したい外国人のための環境を整える。
- ・目的をもって活動したいと考えている団体と保護者などの人材を結びつける。
- ・フードバンクを設立する。
- ・石狩市は、色々な企業を誘致することができており、そのような企業は自分たちの良さをPRして雇用する人材を確保する
- ・市民の活動を保証するために、必要な施設の見直しと改修を行う。
- ・住民が主体となったまちづくりが推進されるようにコミュニティ活動の形成を積極的に行うことが必要である
- ・市民団体を活用し組織的にする。
- ・ベンチャー企業も巻き込める仕組みが必要。
- ・困っている団体の意見を聞いて欲しい。
- ・もっと市民の意見を聞くことができる（市民が意見を言いやすい）仕組みが必要。
- ・石狩に住んでいる方々、ご近所→町内→市内のつながりが必要。

- ・まちづくり活動についての意見交換には、これからの社会の担い手である子どもたちが参加できることが望ましい。
- ・市民が活動を行った結果、市がどう対応したか、どんな答えを出したかが、活動者に対して返ってきやすくする。

○その他

- ・市はベッドタウンから観光に特化したまちを目指してほしい。
- ・時代の変化のスピードが早い中、旧体制以前から広げられない。
- ・新スタイルで取り組んでいるグループもありますが、行政・議会・市民で町内会活動について洗いざらい協議し新しいテーマを発掘すべき。
- ・意見を言うこと、聞くことで見えてくる問題がある。その意見をきちんと時間をかけて石狩市として考えてくれる議員さんや市の方が必要。
- ・市民主体の石狩の未来（子どもたち）へつなげたい。

2) 全体まとめ「石狩市自治基本条例を振り返る」より

■自治基本条例に対する市民の認知やイメージ

- ・参加者の多くが、「自治基本条例」について存在及び内容を知らず、このワークショップで概要を知ることができ良かったと言っている。
- ・条例は市民にとっても市外の人にとってもわかりやすい内容でよいという印象が多い。
- ・一方、このような意見交換の場がないと条例を知ることがないため、もっと市民に周知し、まちづくりの主役は「市民」であるという認識を高めることが必要とされていることがわかる。
- ・もっと多くの方に石狩市の市民自治基本条例について知ってもらいたい。

■石狩市自治基本条例の内容・見直しについて

○良い点

- ・石狩市の基本条例は広範囲を網羅できる内容なので**良い**。
- ・市民にとっても市外の人にとってもわかりやすい内容である
- ・内容も石狩市に関わる方みんなに対してのものなので、区別（差別）**がない**。
- ・しっかりした条例があることは素晴らしい。
- ・協働によるまちづくりのためにこの条例は大切だと感じた。

○改善点

【全体】

- ・子どもを対象にしたまちづくりを進めることを内容に入れる。

- ・まちづくりの将来を担う「子ども達」に視点を当てて石狩市自治基本条例の見直しを行っては如何か。
- ・未来によりフィットした条例にする。（現状の人口減少、AI、ゼロカーボンといった社会情勢を入れていく）
- ・条例は時代に合わせて改訂すべきだと思う。
- ・今よりもさらにいい条例になるように改定してほしい。

【条文】

- ・第2条（定義）について、まちづくり事業は、住民と市と議員の協働で行うべきである。市内に住所もなく、市税を1円も払っていない「その他の継続的な活動を行う者」を市政に介入させるべきではないので、市民の定義の見直すべき。
- ・第4条（まちづくりの基本原則）について、市民自身が「主役になりたい」と思えるような一文があると良い。

○その他

- ・このワークショップの目的は石狩市自治基本条例に見直しが必要か否かであると思うが、見直し内容の検討は全く予定されていない。なぜなのか答えてほしい。
- ・オープンにして内容を公開してほしい。

3) 参考資料 ワークショップでの各グループのご意見

A グループ

■レーダーチャート（メンバー全員の平均値）

- ・「地域ボランティア活動に参加」している方が多い一方で、それ以外の活動にはあまり参加できていないことがわかります。
- ・「インターネットで調べる」ことをしているなど、「知る」ことに取り組んでいる方と、あまり取り組むことができていない方がおります。



■理想とする石狩のまちの姿を考える



■理想とする石狩のまちの姿と、理想のまちに近づけるために必要なこと

○「特に『市民が』もっと知ろうと思う」まち

- ・市民もまちのことについて「もっと知ろう」と思うことが必要
- ・まちに関する情報の発信と受信のバランスを取ることが必要
- ・市民にとって関心の高いテーマ（子育てや自然環境など）について伝えることで、まちのことについて関心を持ってもらう
- ・子どもを育てやすい環境にしていだけでなく、それに関する情報を細かに市が発信することで、市民も情報を受け取ろうと思うようにする

○「若い世代、転入者の方が参加しやすい『場』がたくさんある」まち

- ・気軽に市民から市などに対して意見を言える場をつくっていく
- ・市外からの転入者も気軽に参加できるミーティングなどの場がある

○「できる範囲で活動できる」まち

- ・特に、若い世代の方たちがまちに関する活動を行いやすい環境がある

■理想のまちを目指すためにできること—地域に目を向ける《知る》について

○「市民」ができること

- ・子どもたちにまちに関する活動に参加してもらい、まちを好きになったり、誇りに思ってもらう
- ・石狩市をよく知っているボランティアの方などにまちをガイドしてもらうことで、まちへの関心をもってもらう
- ・上記のような活動は、石狩市と協働で取り組む

○「議会・議員」ができること

- ・市民が「知る」ことによって生まれた意見を、石狩市に伝える仲介役となる
- ・議会や議員からの発信が足りていない。
- ・地域や市民のことをもっとよく知ることから始める

○「市役所」ができること

- ・石狩市の自然や歴史を「知る」ためのツアーを企画・実施することで、市民に関心をもってもらう
- ・子どもたちが遊べる施設や場を用意し、その中でまちについて知ることができるようにする

■理想のまちを目指すためにできること—市に意見を届ける《意見する》について

○「市民」ができること

- ・意見を言える場にリモートで参加する。仕事をしていても、リモートであれば移動の必要がないなど気軽に参加しやすい。

- ・石狩市ならではの若い世代向けのおしゃれな場（カフェなど）でのイベントなどがあれば、積極的に現地参加する。

○「議会・議員」ができること

- ・市民が議会への関心をもち、意見を言いやすい場になるように、リモートでの開催や参加をできるようにする。
- ・リモートで議会を見る、見返せることができるようになれば、市民も意見を言いやすくなる

○「市役所」ができること

- ・リモートで市民などが参加しやすい環境や制度を構築し、市民が気軽に意見を言いやすく、市も意見を集めやすくする
- ・市民が行きやすい、住居に近い会館などで出前講座を行うことで、市民と意見交換しやすい環境にする
- ・子育て世代に向けたタウンミーティングや、子どもを対象とした意見交換の場などをつくり、幅広い世代から意見を集めやすい環境にする

■理想のまちを目指すためにできること—実際に活動してみる「活動する」について

○「市民」ができること

- ・自分の仕事が終わった後にも、身近なコミュニティ活動から参加する積極性をもつ。
- ・石狩市内の学生に、インターンの機会としてコミュニティ活動を提供する。既に行われている活動へ参加を促すだけでなく、自分自身でも活動を行い、インターンの場として提供することで、学生にもっとまちを身近に感じてもらう。

○「議会・議員」ができること

- ・特に意見なし

○「市役所」ができること

- ・市が主体となったイベントなどを開催し、参加した市民同士や市外の方などとの交流につながる大きな機会をつくる。
- ・市民の活動を保証するために、必要な施設の見直しと改修を行う。
- ・子どもが参加できる市民施設のDIY教室やデザイン教室を行う。

B グループ

■レーダーチャート（メンバー全員の平均値）

- ・実際に活動を行っている人が多くおりました。
- ・市民が情報を入手するのは、広報いしかりやホームページやインターネットなどが基本となっていることがわかります。
- ・市民として議会と関わりを持つことが身近でないことが伺えます。

チャート B グループ



■理想とする石狩のまちの姿を考える

B グループ

みんなで考える自治基本条例2

	市民 (住民・学生・子ども・事業者・団体)	議会・議員	市役所	理想のまち
知る	自然・文化 という石狩の よさを伝える 情報共有 していきたい 必要なこと あったらいいな こうなるといいな やっていたこと できるといいな もっと できるといいな	地域・市民の ことをもっと よく知ってほしい 市・HPのPR 層が広く知 た情報で たどりつけない	人々とのつ ながりを 深めたい 市民が知りたい 情報を集める こと 石狩のPRは PRして 周知する人 を確保する こと	いしかりという まちを知りて 好きになる まち
意見する	地域・文化 を伝える どうやって 伝える？	マニフィスト の意見をいかに 実現させるか	石狩のPR をもう少し 徹底させる	住みたい (住みたい) かえって まち
活動する	友達・知り合い など集まる 場を作る 落花生つる し大会 お菓子に なつた お菓子 大会 地域の集 まり場 を つくる 子ども の 市民施設 の DIY教室 を開催 地域の食 材の 活用 を すすめる 近隣の 活動は 参加したい	活動場 を つくる	市役所の 役割 市民のために 必要な施設 の建設 を すすめる 病院施設 の増設	住みたい まち 住みたい まち

■理想とする石狩のまちの姿と、理想のまちに近づけるために必要なこと

○「石狩市民も他の地域の方も石狩に愛着ももてる」まち

- ・住んでいる人も訪れる人も、石狩というまちを知って好きになってもらう
- ・地元民にとっての“当たり前”は、他の地域の方にとってはとても魅力的である
- ・石狩市の学校では地元の農産物が給食で出るので、市民は子どもの頃から地元の美味しい食べ物を知り、地元への愛着を育む

○「住みたい」まち

- ・大人も子どもも、安心して暮らすことができる
- ・石狩の魅力あるイベントに参加し楽しく生活できる
- ・石狩には温泉があり、自然もあり、混雑していないところを魅力とする

○「帰ってきたい」まち

- ・石狩で育った人が、まちを離れてもまた帰って来たいと思えるまちにする
- ・石狩市の魅力をまずは市民が知り、市外にも発信する

■理想のまちを目指すためにできること―地域に目を向ける《知る》について

○「市民」ができること

- ・学校でも、子どもたちにもっと自然や文化についての石狩市の良さを伝える
- ・まちに関する情報は溢れているが、自分にとって必要な情報にたどり着くことができていない。市民はもっと情報を自分から見つけられるようにする。
- ・市民も企業も、それぞれの良さをPRしていく

○「議会・議員」ができること

- ・議会や議員からの発信が足りていない。
- ・地域や市民のことをもっとよく知ることから始める

○「市役所」ができること

- ・人と人とのつながりを広め、情報をもとに協働体制をつくる
- ・市のホームページを、市民が知りたい情報の集積場になるように再検討するそのためには、企業や市民から情報をもらったり作成の協力をもらったりする
- ・地元の方の当たり前には魅力が詰まっている。もっと発信することを検討する。

■理想のまちを目指すためにできること―市に意見を届ける《意見する》について

○「市民」ができること

- ・地域内の住民だけでなく、さまざまな地域に暮らす方同士で声をかける。

○「議会・議員」ができること

- ・マジョリティな意見だけに耳を傾けるのではなく、マイノリティの意見を広く実現する

○「市役所」ができること

- ・特に意見なし

■理想のまちを目指すためにできること—実際に活動してみる「活動する」について

○「市民」ができること

- ・地域の中で、友達や知り合いなどの輪を広げられるような集いの場をつくる。
- ・地域の中で楽しめる活動を見つけ、積極的に参加する。
- ・身近な町内会の活動に積極的に参加する。

○「議会・議員」ができること

- ・特に意見なし

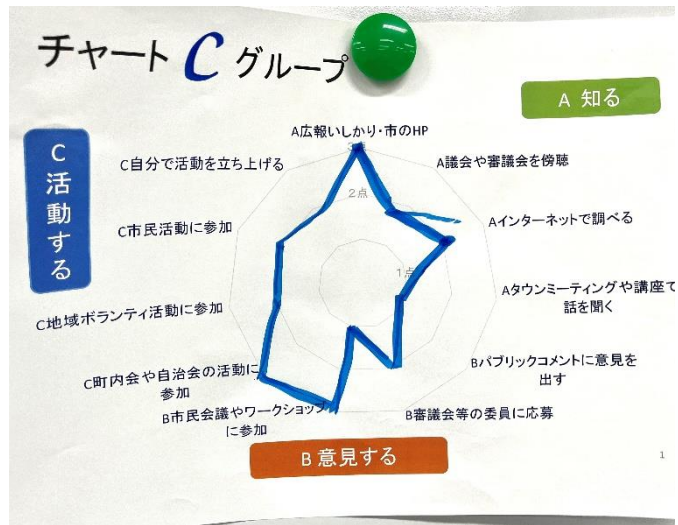
○「市役所」ができること

- ・市民の活動を保証するために、必要な施設の見直しと改修を行う。
- ・子どもが参加できる市民施設の DIY 教室やデザイン教室を行う。

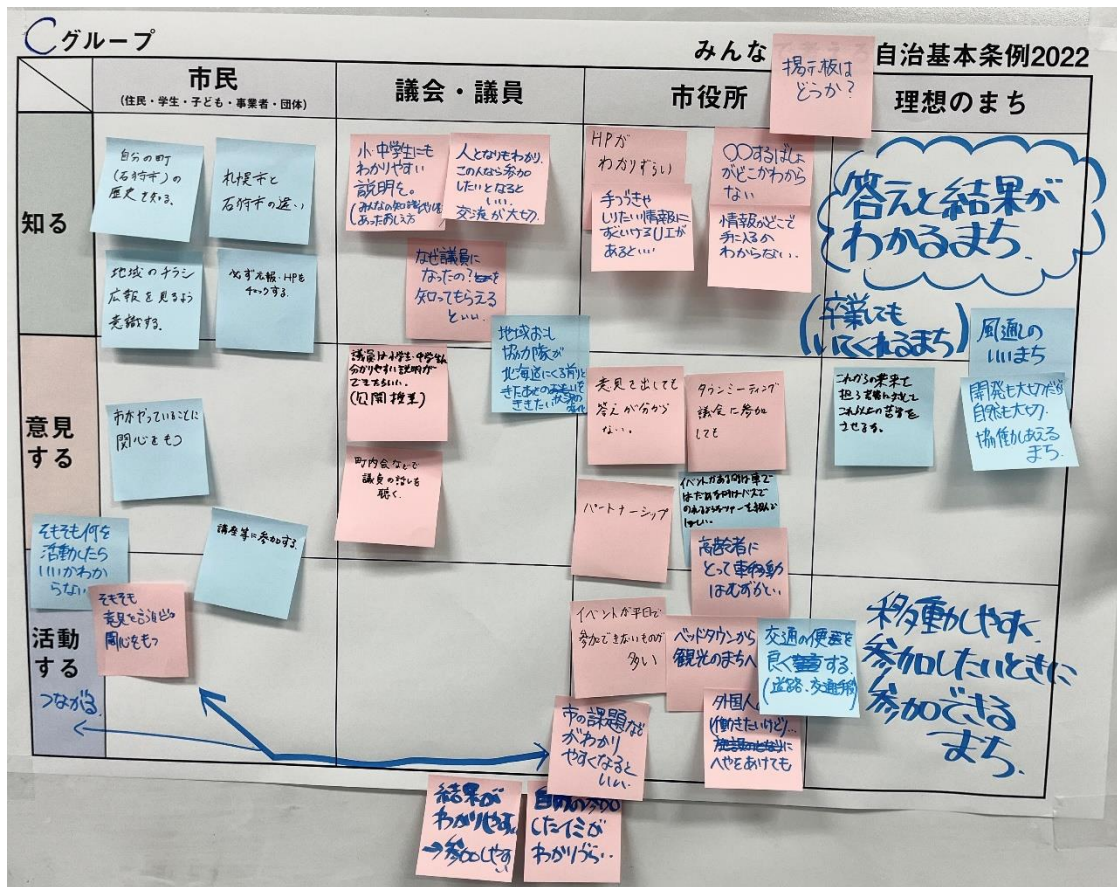
C グループ

■レーダーチャート（メンバー全員の平均値）

- ・広報いしかりや市のHPを見る、インターネットで調べる、町内会や自治会の活動に参加する、市民会議やワークショップに参加するなど、「知る」、「意見する」ことを行っている人が多くおりました。
- ・一方で、自分で活動を立ち上げる、地域ボランティア活動に参加するなど「活動する」ことに関してはあまりできていないと答えた人が多くおりました。



■理想とする石狩のまちの姿を考える



■理想とする石狩のまちの姿と、理想のまちに近づけるために必要なこと

○「答えと結果がわかる」まち

- ・市民の意見や活動がどのように市に届いたのか、検討の過程や結果などがもっとわかりやすい形で発信される
- ・レスポンスがわかりやすいと、市民にとっても「じゃあまた意見や活動してみよう」というやる気と興味関心の継続につなげる

○「移動がしやすく、活動に参加したいときに簡単にできる」まち

- ・公共交通機関による交通の便が良くなり、働く人などに配慮した時間帯にまちに関わる活動やイベントを開催する
- ・誰もが移動しやすく、参加したいと思える活動に気軽に参加しやすくする

○「風通しがよい」まち

- ・今後、まちの開発が進むことによって、ソーラーパネルの設置などが増え、自然が少なくなってしまうことが予想される。このような時に、「開発も大切であり、自然も大切である」という意見が市にも届き、市民と市が双方向にやり取りをしながら発展していく
- ・市が活動の意義や意図をわかりやすく市民に発信することで、市民も関心を持ち、意見が言いやすくなり、それを市がきちんと受け取った結果をまた発信できるように協働しあえるようにする

○「これからの未来を担う若者が背負う苦労を少なくする」まち

- ・若者に対する支援や制度を充実させ、若者がUターン、Iターンしやすく、暮らしやすくする

■理想のまちを目指すためにできること―地域に目を向ける《知る》について

○「市民」ができること

- ・自分たちが暮らすまちである石狩市の歴史を知る。これにより、まちに関心を持ち、今後のまちがどうあるべきかについて考えることができる。
- ・市の広報誌やホームページ、地域で発行されているチラシなどを必ずチェックする。まちの出来事に常に関心をもつことで、市や地域の活動に参加したり、意見したりするきっかけにする。
- ・札幌市などほかの地域を知ること、石狩市とどう違うのかを知る。ほかのまちを知ること、石狩市にどう生かせるか、何が足りないのかなどを考えることができる。
- ・市がやっていることに常に関心をもつ

○「議会・議員」ができること

- ・小・中学生にもわかりやすい市政に関する説明を行う。子どもたちが幼い頃からまちのことを理解することで、日常的に関心を持ち、まちについて考える基盤ができる。

- ・小・中学生にもわかりやすいということは、大人にとってもわかりやすいということである。これまでまちのことに関心がなかった市民にとっても、関心をもつために必要なことである。
- ・市民それぞれ、まちに対する理解度や政治に関する知識などに差がある。それぞれのレベルに合わせた説明や活動が行われると、市民にとってまちが身近なものとして感じられるようになる。
- ・なぜ議員になったのか、どんな議員なのかなど、市民にとって議員が身近な存在となるような交流を増やす。交流が盛んになることで、市民に「この議員が参加している活動なら参加したい」、「意見を言いたい」などの思いが生まれる。
- ・議会や議員には、地域や市民のことをもっと知ること

○「市役所」ができること

- ・ホームページの改修を行う。現在のホームページは、求めている情報にたどり着くまでにいくつもページを移動しなければならない、アクセスすべき場所がわからないなどの問題を感じている。より市民が情報を手に入れやすく、また、市も市民に対して伝えたいことをわかりやすく表示するユーザーインターフェースに変更するとよい。
- ・情報発信を強化する。市民が例えば「地域の活動に興味があるが、どこで行われているかがわからない」などの疑問を抱いた際にすぐ解決できるように、「〇〇に関連する活動はここで行う」などの発信を掲示板といった媒体で発信したり、関連する情報を手に入れられる場所をもっと発信したりなどするとよい。これにより、市民がまちのことに関心を抱いた際に行くべき場所がすぐにわかり、より協働のまちづくりが進む。

■理想のまちを目指すためにできること—市に意見を届ける《意見する》について

○「市民」ができること

- ・石狩市の取組にもっと関心を持つ。

○「議会・議員」ができること

- ・「知る」と同じように、小・中学生にもわかりやすい市政に関する説明を行う。例えば授業の一環としてまちのことを知る時間を設け、そこに議員が講師として参加することで、子どもたちが幼い頃からまちに関心をもつようになる。
- ・町内会など、地域の中に入って行って話をする。議員がもっと市民にとって身近で話しやすい存在する。

○「市役所」ができること

- ・特に意見なし

■理想のまちを目指すためにできること—実際に活動してみる「活動する」について

○「市民」ができること

- ・市で開催される講座等に関心をもち、積極的に参加する。
- ・石狩に住んでいる地元の人にとって当たり前のことに実は魅力があると思う。
この情報を発信する
- ・石狩に住んでいる地元の人にとって当たり前のことに実は魅力があると思う。
この情報を発信することが必要である。

○「議会・議員」ができること

- ・石狩市が抱えている課題を市民にもわかりやすい形で発信し、市民がその解決のために何ができるか考えることができるようにする。

○「市役所」ができること

- ・働いている人などに配慮した時間帯にイベントを開催したり、交通の便をもっとよくしたりすることで、市民の参加を促す。
- ・石狩市で活躍したい外国人のための環境を整える。

○その他

- ・市はベッドタウンから観光に特化したまちを目指してほしい。
- ・イベントがあるときは車での送迎や、バスで参加できるようなツアーがあるとよい。

D グループ

■レーダーチャート（メンバー全員の平均値）

- ・どの項目を見ても意欲的に行動できている方が多くおりました。
- ・「議会や審議会を傍聴」の項目の参加は少なく期待値が低いことがわかります。

チャート D グループ



■理想とする石狩のまちの姿を考える

D グループ		みんなで考える自治基本条例2022			
	市民 (住民・学生・子ども・事業者・団体)	議会・議員	市役所	理想のまち	
知る	自分の地域に居る議員の役割を知る 市役所は議会の下で動く 日本の文化をもっと知る 外国向けの情報を充実	市民活動を知りたい	議会の役割を知りたい 市役所の役割を知りたい	議会に興味をもてるまち 市民が活躍できるまち	楽しいまち 7.11のまち
意見する	意見を話す 市民の意見を聞く	お金の問題を知りたい お金の問題を知りたい	お金の問題を知りたい お金の問題を知りたい	誰に言うかわかる 誰に意見を言うかわかる	誰に意見を言うかわかる 誰に意見を言うかわかる
活動する	地域に居る議員の役割を知りたい 市役所の役割を知りたい 活動の場を知りたい 子どもを育てる 市役所の役割を知りたい 市役所の役割を知りたい	市民活動を知りたい	市役所の役割を知りたい 市役所の役割を知りたい	市役所の役割を知りたい 市役所の役割を知りたい	市役所の役割を知りたい 市役所の役割を知りたい

■理想とする石狩のまちの姿と、理想のまちに近づけるために必要なこと

○「プッシュ型広報ができる」まち

- ・ 広報を見なくても、まちに関する情報を得られる
- ・ 市民が議会に興味をもてる
- ・ 福祉や子育ての充実をもっと PR するなど、プッシュ型の広報を行う

○「誰に言うかわかる」まち

- ・ 誰に対してまちに関する意見を言えばよいのかがわかるようにする
- ・ 認知症の方をサポートし安心して暮らすことができる

○「連携して活動できる」まち

- ・ 市民が活動を立ち上げることができる
- ・ 役所や企業の連携が取れており、地域での活動の可能性を広げる
- ・ 誰かが何かをする時に、立場関係なくみんなで応援する
- ・ 保護者が子どものための活動に積極的に参加する

■理想のまちを目指すためにできること—地域に目を向ける《知る》について

○「市民」ができること

- ・ 自分の地域にいる議員について知ること、まちのことに興味をもつ。
- ・ 開かれている、または開かれる予定のある議会のテーマを知りに行く。
- ・ 現在の市役所は、外国人向けの情報を充実させているので、自分から日本の文化をもっと知る。

○「議会・議員」ができること

- ・ 市民の行っている活動を知りに行くことで、市民の意識や思いを知る。

○「市役所」ができること

- ・ 現在オープンな情報発信ができているので、これを利用し、議会の扱うテーマをわかりやすく発信することで、市民が市政に関心をもつ
- ・ まちづくりのための仕事を楽しくしている様子を発信し、市民に市の活動を身近に感じ、関心をもつ。

■理想のまちを目指すためにできること—市に意見を届ける《意見する》について

○「市民」ができること

- ・ 議員が市民の意見を聞き、市民も意見を話す。

○「議会・議員」ができること

- ・ 特に意見なし

○「市役所」ができること

- ・お茶の間懇談会を開き、市民に参加してもらう。

■理想のまちを目指すためにできること—実際に活動してみる「活動する」について

○「市民」ができること

- ・自分の地域に住む人のことをもっと知るために、活動に参加する。
- ・市民ボランティアとしてさらに活動する。
- ・市民が企画している活動の立ち上げを応援する。
- ・子どもを連れていけるなど、子育て世代も参加しやすい町内会づくりを進める。
- ・株式会社町内会など、町内会を法人化することで、活動を行いやすくする。
- ・保護者として地域やまちの活動に参加する。
- ・フードバンクに提供する。

○「議会・議員」ができること

- ・市民がやっているボランティアを見学、発信する。

○「市役所」ができること

- ・目的をもって活動したいと考えている団体と保護者などの人材を結びつける。
- ・フードバンクを設立する。

5 アンケート結果

(1) アンケート概要

本事業の参加者に対して、石狩市自治基本条例に対する認識や基調講演、ワークショップに関してアンケート調査を行いました。

【アンケート用紙】

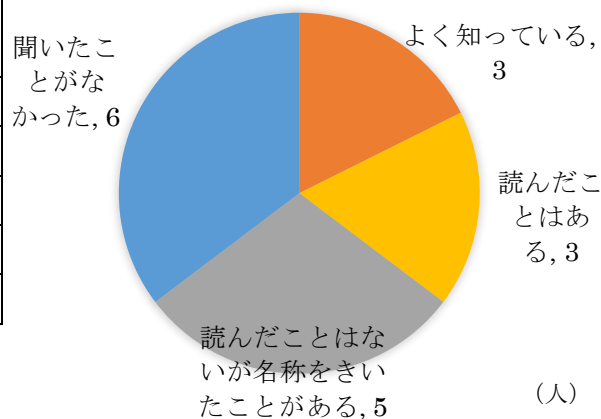
『みんなで考える自治基本条例』アンケート	
本日は、「みんなで考える自治基本条例」にご参加いただき、ありがとうございました。 今後の参考とさせていただきます。アンケートにご協力ください。 ★ 設問は全部で3つです。各設問のあてはまる番号に○をつけてください。	
問1 石狩市自治基本条例のことはご存知でしたか？	◆ ご意見・ご感想などございましたら、ご自由にお書きください。
1. よく知っている	
2. 読んだことはある	
3. 読んだことはないが名称を聞いたことがある	
4. 聞いたことがなかった	
問2 本日のイベントの満足度をお聞かせください。また	
① 基調講演	
1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満足	
理由()	
② ワークショップ	
1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満足	
理由()	
問3 本日のイベントに参加する前と比べて、石狩市自治基本条例に対する認識は変わりましたか？ また、その理由をご記入ください。	
1. 大きく変わった 2. 少し変わった 3. あまり変わらない	
理由()	
ご協力ありがとうございました。	

差し替えの必要あり

(2) アンケート結果

問1 石狩市自治基本条例のことはご存知でしたか？

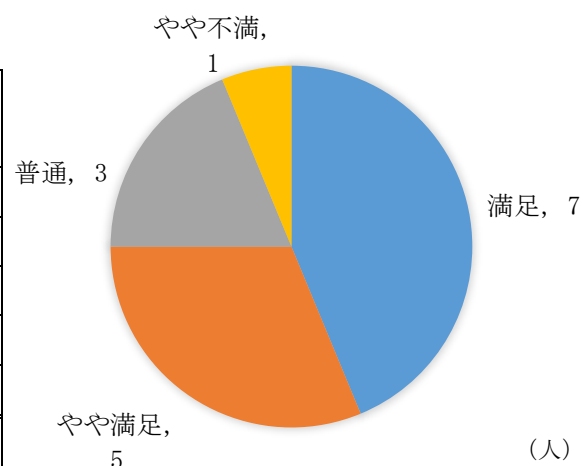
	人数 (人)	割合 (%)
よく知っている	3	17.6
読んだことはある	3	17.6
読んだことはないが名称をきいたことがある	5	29.4
聞いたことがなかった	6	35.3
合計	17	100



問2 本日のイベントの満足度をお聞かせください。また、その理由をご記入ください。

① 基調講演

	人数 (人)	割合 (%)
満足	7	43.8
やや満足	5	31.3
普通	3	18.8
やや不満	1	6.25
不満	0	0
合計	16	100



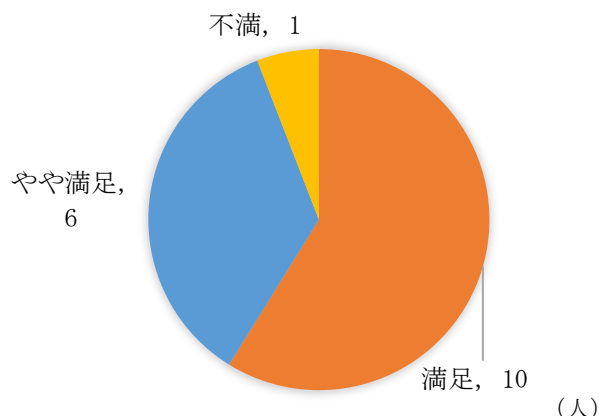
《理由》

- ・少し内容が難しかった
- ・自治基本条例のことが分かりやすくよかったです
- ・リモートで入った外国人技能実習生の声が聞きにくかった。実参加にして通訳してくれる人も一緒だと良かったと思う。
- ・例えが分かりやすかった
- ・機関委任事務と法定受託事務の違いを知ることができました
- ・この条例設置に反対の講師の意見を知りたい
- ・少し時間不足
- ・自治基本条例のことを知ることができた（重要性、概要、成り立ち等）

- ・自治基本条例のことを知ることができた。

② ワークショップ

	人数 (人)	割合 (%)
満足	10	58.8
やや満足	6	35.3
普通	0	0
やや不満	0	0
不満	1	5.88
	17	100

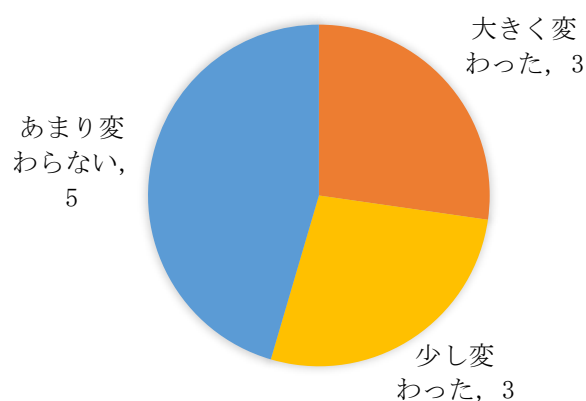


《理由》

- ・色々な意見が聞けて勉強になった
- ・普段考えていない事だったので、考えがまとまらなかった
- ・自分の意見は充分言えました
- ・自分の言いたかったことは発言できたし、皆さんの話も聞けて満足でした
- ・若い人も参加していたので非常に良かった
- ・色々な方の意見が聞けた。自分の住むところの未来の話が出来たのは幸せ。
- ・石狩のことについて深く知ることができました。また、基本条例に必要なことなど、自分の意見を発信することができました。
- ・自分の意見に皆さんが真剣に聞いてくれた
- ・集合役おられて良かった
- ・年代や立場が違う方の意見が聞けたから
- ・若い人と話し、意見交換ができて良かった

問3 本日のイベントに参加する前と比べて、石狩市自治基本条例に対する意識は変わりましたか？ また、その理由をご記入ください。

	人数 (人)	割合 (%)
大きく変わった	3	27.3
少し変わった	3	27.3
あまり変わらない	5	45.5
合計	11	100



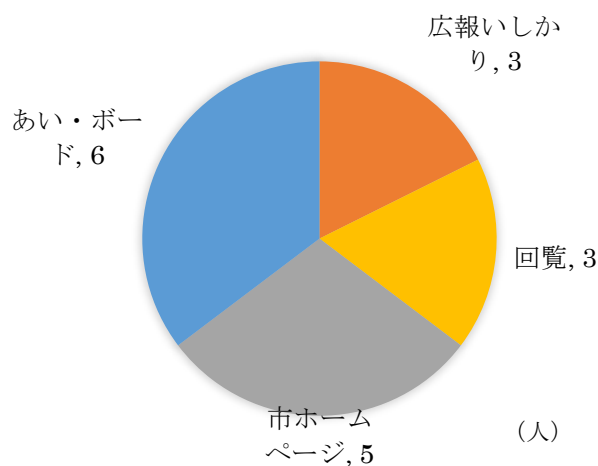
(人)

《理由》

- ・少し深く知れた
- ・言葉として説明してくれたらありがたいです
- ・もともと知らなかったので回答できません
- ・ボランティアや町内活動にもっと参加したいと思いました。
- ・内容はかなり理解しているつもりではあるが「石狩市自治基本条例」という観点から考えて理解は深まったと思う。
- ・市政に対して主体的に関わっていきたいと感じます
- ・今まで石狩の基本条例について学ぶことがなかったため
- ・日頃実務、実施役の町内会役員に受領願って欲しい
- ・条例がどういうものか知ることができた
- ・協働によるまちづくりのためにこの条例は大切だと感じた
- ・まったく条例の内容がわからなかったので知ることができた

問4 本日のイベントは何で知りましたか？

	人数	割合
広報いしかり	3	17.6
回覧	3	17.6
市ホームページ	5	29.4
あい・ボード	6	35.3
その他	0	0
合計	17	100



《その他》

- ・NPO 法人ひとまちつなぎ石狩（2）
- ・商工会議所
- ・紹介
- ・団体から

ご意見・ご感想

ワークショップに関すること

- ・コロナでイベントが中止になったらどうしようというのがずっと頭から離れなかったので自分が参加できてよかったです。またいろいろイベントには参加したいです。
- ・次の自治基本条例の見直し時には子どもも入ってワークショップをしたらいいと思いました。
- ・今回のワークショップに若い人や最近石狩に移住してきた人が参加していたが、参加したきっかけを調査して今後活かした方がよい。
- ・本日はお忙しい中、ワークショップを開催して頂き、ありがとうございました。去年石狩に引っ越して来たばかりだった為、石狩についての知識があまりありませんでした。しかし今回参加し、10年以上石狩にお住まいの方から石狩の歴史を知ることができ、大変有意義な時間でした。ありがとうございました。
- ・このような場に参加するのは初めてでしたが、とても勉強になりました。ありがとうございました。
- ・とても勉強になりました。

その他

- ・石狩は山と海が近く、朝市もあるし野菜もおいしいしとてもよいです。情報発信のやり方を変えていく努力が大切だと思います。石狩にはわがまま農園やラ・ポテ（フレンチ）などおいしいご飯屋さんもあります。少しずつでも若い人にはインスタグラムなどを通して認知されるとよいと思います。60歳以上の方は本当に元気な石狩！！若い人の参加者が増えるとよいですね。広報活動頑張ります。
- ・石狩市には、魅力あるイベントがたくさんあることを知ってもらいたい。
- ・地元民にとっての“当たり前”は、他の地域の方にとってはとても魅力的なものになる。
- ・石狩には温泉があり、自然もあり、混雑していないところが魅力になる。
- ・石狩市はとてもステキな「まち」なのでもっと市民に知ってもらう必要があると思います。
- ・このようなワークショップで石狩をもっと知ろうと思ったし、他の市民にも知って欲しいと思った。
- ・より多くの市民に条例を知っていただくことが大事だと思います。石狩市の人口が増える助けになるとよいと思います。
- ・宗教に関する配慮など、関連事項にも気にかけるべきである。
- ・若い世代の方々も「ずっと住みたいまち」にしていって欲しいです。（働く場所、学校、行院、小児科など）